## 富士川町国土強靭化地域計画

~災害に強い町づくりを目指して~

平成29年3月 富士川町

### 目次

第1章	基	本	的7	なる	考え	こフ	j '	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	玉	士	強鞋	切化	<u>L</u> 0	)相	死星	更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	玉	土	強鞋	纫亻	匕址	地	或言	十 <u>ī</u>	画	0)	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	計	一画(	の作	立直	置作	小	<b>;</b> ,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	基	本	约7	tt	進め	57	<b>宁</b> 。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2章	玉	土	強鞋	切化	匕の	)拊	隹近	隹	目;	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1	基	本	目标	票		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2	事	前	こり	備え	える	5~	べき	<u>+</u>	目;	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	基	本	约7	なっ	方金	+ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3章	脈	弱化	生言	平有	ШO	)	匡邡	包	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
1	脈	弱化	生言	平有	ШO	ナ	与治	去	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
2	リ	ス	クロ	ひ#	寺気	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3	起	[き	てり	よえ	3 5	) t	ZV	1	最:	悪	0)	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
4	施	策	分里	野		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
5	脏	弱化	生言	平有	曲の	)糸	吉見	果	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•				•	•	•	9
第4章	富	士		打引	鱼草	別们	<b>占</b> 0	り打	生.	進	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
1	起	]き	てり	よか	なら	) t	ZV	١,	最:	悪	(T)	事	態		ځ	0)	推	進	方	針	•	•	•	•	•		•	•			•	•	1	0
2	施	策	分里	野、	<u> </u>	- 0	り才	隹ì	焦	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
第5章	施	策	D <u>i</u>	重月	点化	<u>.</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
1	楪	f(こ[	回河	辟~	ナヘ	さき	£	Гд	起	き	て	は	な	5	な	٧V	最	悪	0	事	態		(T)	選	定		•	•	•	•	•	•	2	6
第6章	計	·画(	の打	住社	進と	<u>:</u>	包围	重	し			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	2	8
1	計	·画(	のì	生	步管	赶	里 &	اِ با	見	直	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	8
2		·画(																															2	
3		LO F																															2	8
(別紙 1		- 起:																													•	•	2	9
(別紙 2																																		

#### 第1章 基本的な考え方

#### 1 国土強靭化の概要

平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 (平成 25 年法律第 95 号)」(以下「基本法」という。)が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

国は、この基本法に基づいて、平成26年6月に国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」と共に、「国土強靭化アクションプラン」を 策定し、今後、政府一丸となって強靭な国づくりを進めていくこととしている。

#### 【国土強靭化の理念】

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1. 人命の保護が最大限図られること
- 2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4. 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス)」を推進することとする。

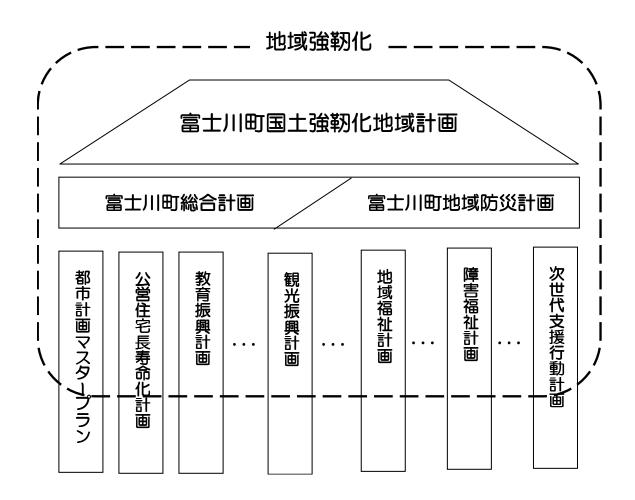
#### 2 国土強靭化地域計画の概要

国土強靭化地域計画(以下「地域計画」という。)とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるための計画です。そしてそれは、強靭化に関する事項については、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりも更に「上位」に位置付けられるものである。

#### 3 計画の位置付け

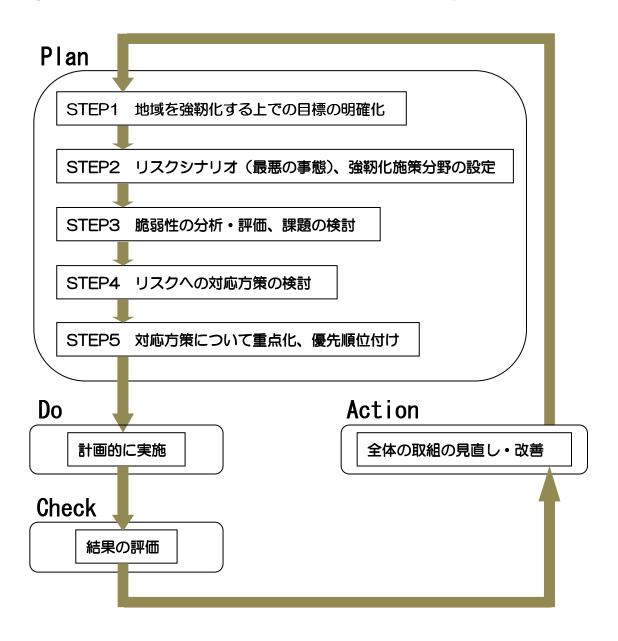
地域計画は、国土強靭化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における国土強靭化基本計画と同様に、「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

すなわち、総合計画をはじめとする本町の各種計画は、地域計画が手引きとなり、 国土強靭化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて施策を具体化・推進していくものである。



#### 4 基本的な進め方

地域強靭化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下の PDCA サイクルを繰り返して、取り組みを推進する。この際、STEP2~STEP5 にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策(施策)や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる。



#### 第2章 国土強靭化の推進目標

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を定める。

#### 1 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

#### 2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を 機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 3 基本的な方針

#### (1) 国土強靭化の取組姿勢

- ・ 本町の強靭化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ・ 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- ・ 地域間連携の強化、地域活力の向上

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・ 「自助」、「近助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切 に連携及び役割分担した取組の推進
- ・ 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策を考慮

#### (3) 効率的な施策の推進

- ・ 町民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 国・県の施策、民間資金の積極的な活用
- ・ 既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用 の促進

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ コミュニティ機能の向上、強靭化の担い手が活動できる環境整備
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

#### (5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

- ・ 地域強靭化を効果的に進めるため、県、周辺自治体との相互連携による情報 共有の確保、適切な役割分担
- 災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進

#### 第3章 脆弱性評価の実施

#### 1 脆弱性評価の方法

本町の強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害など様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのかの脆弱性の評価を行うため、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施した。

(1) 想定するリスクの特定



(2) 施策分野の設定



(3)「起きてはならない最悪の事態」の設定



(4) 脆弱性の評価

(「最悪の事態」を回避するために行っている現行の取り組みを分析・評価)



(5) 脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野について今後必要 となる施策を検討し、推進方針として整理

#### 2 リスクの特定

国土強靭化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、 地震(南海トラフ巨大地震、南関東直下プレート境界地震等)、富士山火山噴火、 豪雨・豪雪とする。

- (1) 地震
  - ① 南海トラフ巨大地震については、発生の切迫性が指摘されており、地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、本町は地震防災対策を推進する必要がある地域として、南海トラフ地震では「防災対策推進地域」に、東海地震では「東海地震防災対策強化地域」に指定されている。
  - ② 南関東直下プレート境界地震については、発生の切迫性が指摘されており、 発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想される。

③ 活断層による地震(釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曽根丘陵断層地震、糸魚川―静岡構造線地震)については、発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想される。

#### 【参考】想定地震規模

「山梨県地震被害想定調査報告書(平成8年)」における調査の結果、本町において予想される地震の規模は、次のとおりである。

南関東直下型地震M7.0釜無川断層地震M7.4藤の木愛川断層地震M7.0曽根丘陵断層地震M6.1糸魚川一静岡構造線地震M7.0

#### (2) 富士山火山噴火

富士山は、1707年に噴火記録(宝永噴火)があるので、活火山である。今後、 富士山で大規模な噴火が起きた場合、本町に降灰の堆積が予想される。

#### (3) 豪雨・豪雪

- ① 豪雨災害については、過去の災害履歴を見ていくと、台風などの豪雨による河川の氾濫、土砂災害により大きな被害を被っていることがわかる。
- ② 豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で、幹線道路等が寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性を痛感したところである。

#### (4) その他

こうした大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

#### 3 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」は本町の地域特性を踏まえ、 以下に掲げる 31 のリスクシナリオとする。

- (1) 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- (2) 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災
- (3) 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
- (4) 富士山火山噴火による降灰により、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の荒廃
- (5) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
- (6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (7) 交通網の寸断・涂絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
- (8) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- (9) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・ 救急活動の麻痺または大幅な低下
- (10) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- (11) 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
- (12) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- (13) 被災による現地の警察機能が大幅な低下による治安の悪化
- (14) 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発
- (15) 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
- (16) 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
- (17) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- (18) 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- (19) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産
- (20) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- (21) 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
- (22) 食料等の安定供給の停滞
- (23) 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備) や石油・LPガス、サプライチェーンの機能停止
- (24) 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
- (25) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (26) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
- (27) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- (28) 有害物質の大規模拡散・流出
- (29) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- (30) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(31) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の 不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる

#### 4 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靭化に関する施策の分野ごとに行うことと されているため、国土強靭化基本計画及び町総合計画を参考に、個別施策分野を7 分野、横断的施策分野を3分野、複合的施策分野とした。

- (1) 個別施策分野
  - ① 行政機能・消防
  - ② 住宅・都市
  - ③ 保健医療・福祉
  - ④ エネルギー
  - ⑤ 情報通信
  - ⑥ 交通・物流
  - ⑦ 土地保全
- (2) 横断的施策分野
  - ① 老朽化対策
  - ② リスクコミュニケーション
  - ③ 地域振興
- (3) 複合的施策分野

#### 5 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行 施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施し た。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理 した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、現行施策のうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靭化を推進していくためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が求められる。

#### 第4章 富士川町強靭化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の強靭化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

- 1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針
- 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
  - 1-1 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
    - 〇防災体制の強化
      - ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
    - 〇地域防災力の強化
      - ・住民参加型の地震防災訓練の実施
      - ・自主防災組織の充実強化及び維持
    - 〇学校における避難所運営体制の整備
    - 〇保育所・児童センターにおける避難所運営体制の整備
    - 〇建築物等の耐震対策の推進
      - ・耐震改修促進計画の推進
    - 〇災害に強いまちづくりの推進
      - ・狭あい道路の拡幅の推進
      - ・電柱類の地中化の推進
    - 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
      - ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進
      - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
    - 〇災害時応急対策の推進
      - ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての 協力体制の推進
      - ・災害時における給水協力関係の強化
    - 〇被災建物等の危険度判定の実施
      - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険判定の実施
    - ○被害情報の収集体制の確立
      - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
      - アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立

# 1-2 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

- 〇庁舎の災害対応力の強化
  - 本庁舎の耐震化
  - 本庁舎以外の耐震化

#### 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- 都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進
- ・都市公園等の防災活動拠点機能の強化
- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進
- 〇文化施設等における防災対策の推進
- 〇小中学校における防災対策の推進
- 〇保育所における防災対策の推進
- 〇建築物等の耐震対策の推進
  - ・町立学校の校舎、屋外運動場及び給食室の耐震対策の推進
  - ・保育所、児童センターの耐震化の推進
- ○障害者に対する情報支援体制の構築

#### 1-3 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水

- 〇洪水被害を防止する排水施設の整備
- 〇地域防災力の強化
  - ・洪水ハザードマップの改定
  - ・近隣市町村との災害協定の締結
  - ・避難勧告及び避難指示判断基準の策定

#### 〇福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要援護者支援マニュアル等の策定
- 〇被害情報の収集体制の確立
  - 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

#### 〇災害時応急対策の推進

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

#### 〇水防対策の推進

- ・洪水ハザードマップの改定
- ・水防訓練の実施
- ・ 水防用資材の備蓄

- 1-4 富士山火山噴火による降灰により、交通ネットワークの機能停止、農地及び 森林の荒廃
  - ○富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり
  - ○富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全
- 1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然 ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の 脆弱性が高まる事態
  - 〇土砂災害対策の推進
    - ・治山事業による土砂災害対策の推進
    - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
  - 〇被害情報の収集体制の確立
    - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
  - 〇行政機能の災害対応力の強化
    - 公用車両の災害対応機能の強化
    - ・被災者支援情報提供体制の整備
  - 〇地域防災力の強化
    - ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施
  - ○被害情報の収集体制の確立
    - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
  - 〇通信機能の強化
    - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
- 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
  - 2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
    - 〇地域防災力の強化
      - ・災害備蓄品の確保
    - 〇消防防災施設整備の推進
      - 耐震性貯水槽の整備の推進
    - 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
      - ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
      - ・下水道施設等の長寿命化の推進
      - 下水道施設等の耐震化の推進
      - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

#### 〇福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉避難所運営マニュアルの策定
- ・避難所への公的備蓄の保管促進

#### 〇社会福祉施設の防災資機材整備

- ・社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災資機材の整備推進
- 〇災害時保健医療体制の整備
- 〇被害情報の収集体制の確立
  - 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

#### ○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達 (調達の協定)
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- ・ 災害時における燃料確保の推進

#### 〇災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
- ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定
- ・災害時における給水協力関係の強化

#### 〇避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備
- ・基幹農道の整備
- ・避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進

#### ○道路除排雪計画の策定等

- 〇土砂災害対策の推進
  - ・治山事業による土砂災害対策の推進
  - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

#### 〇洪水被害を防止する排水施設の整備

#### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 〇被害情報の収集体制の確立
  - 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

#### ○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達 (調達の協定)
- ・緊急物資の受け入れ体制の構築

#### 〇避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備
- ・ 基幹農道の整備

- 避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進
- 〇インフラの耐震化及び長寿命化の推進
  - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
- ○道路除排雪計画の策定等
- 〇森林の公益的機能の増進
- 〇土砂災害対策の推進
  - ・治山事業による土砂災害対策の推進
  - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 〇洪水被害を防止する排水施設の整備
- 2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下
  - 〇防災体制の強化
    - ・消防力等の充実強化
  - 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
    - ・都市公園等の防災活動拠点機能の強化
    - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
  - 〇災害時の医療救護・搬送体制等の整備
    - ・ 大規模災害時医療救護マニュアルの策定
    - ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
    - 医療救護の広域応援体制の整備
  - 〇被害情報の収集体制の確立
    - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
  - 〇避難路となる幹線道路等の整備
    - 避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進
  - 〇洪水被害を防止する排水施設の整備
- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
  - ○燃料供給ルートの確保
  - ○緊急物資や燃料の確保
  - ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進
  - ○被害情報の収集体制の確立
    - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

- 2-5 想像を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場 所等の供給不足
  - ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進
  - 〇被害情報の収集体制の確立
    - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
  - 〇地域防災力の強化
    - ・災害備蓄品の確保
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
  - 〇災害時保健医療体制の整備
    - ・ 災害時における保健師活動マニュアルの策定
  - 〇災害時防疫体制の構築
  - ○被害情報の収集体制の確立
    - 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
- 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
  - 3-1 被災による現地の警察機能が大幅な低下による治安の悪化
    - 〇消防団夜警による警備
  - 3-2 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発
    - 〇交通規制及び交通安全対策の実施
      - ・ 交通安全施設等の整備の推進
  - 3-3 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
    - 〇防災体制の強化
      - ・災害時のおける連絡体制の強化
      - ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化
      - ・非常参集体制の確立
  - 3-4 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
    - 〇庁舎の災害対策力の強化
      - ・本庁舎の耐震化
      - 本庁舎以外の耐震化

- 自家用発電機の整備
- ・耐震性貯水槽の整備
- ・ 地震発生時等の業務継続体制の確立
- ・各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化
- 〇地域防災力の強化
  - 各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立
- ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進
- 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
  - 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
    - 〇被害情報の収集体制の確立
      - 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
    - ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進
  - 4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 〇通信機能の強化
    - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
    - 〇被害情報の収集体制の確立
      - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
- 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない
  - 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化 や倒産
    - 〇避難路となる幹線道路等の整備
      - ・緊急輸送道路となる幹線道路の整備
  - 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 〇燃料供給ルートの確保
  - 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
    - ○緊急物資及び燃料の確保
      - 緊急輸送道路となる幹線道路の整備
      - ・災害時における燃料確保の推進

- 〇避難路となる幹線道路等の整備
  - ・ 代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備
- 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
  - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
- ○道路除排雪計画の策定等
- 〇土砂災害対策の推進
  - ・治山事業による土砂災害対策の推進
  - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 〇洪水被害を防止する排水施設の整備
- 5-4 食料等の安定供給の停滞
  - 〇地域防災力の強化
    - ・災害備蓄品の確保
  - ○緊急物資や燃料の確保
    - ・緊急物資の調達 (調達の協定)
    - ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る
  - 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止
    - 〇地域の自立型エネルギー導入対策の推進等
      - ・住宅等への自立型電源の普及促進
    - ○通信機能の強化
      - ・ 避難所等の電源確保体制の整備
  - 6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
    - 〇災害時応急対策の推進
      - ・災害時における給水協力関係の強化
    - 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
      - ・水道の石綿セメント管の布設替及び基幹的水道施設の長寿命化の推進
      - 下水道施設等の長寿命化の推進
      - 下水道施設等の耐震化の推進

- 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
  - 〇災害時応急対策の推進
    - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
    - ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施
  - 〇避難路となる幹線道路等の整備
    - ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備
    - ・ 基幹農道の整備
    - ・幹線街路網の整備の推進
  - 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
    - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
  - ○道路除排雪計画の策定等
  - 〇洪水被害を防止する排水施設の整備
- 7. 制御不能な二次災害を発生させない
  - 7-1 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
    - 〇被害建物等の危険度判定の実施
      - ・被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定の実施
    - ○被害情報の収集体制の確立
      - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
  - 7-2 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 〇災害対策本部の予備施設の指定
  - 7-3 有害物質の大規模拡散・流出
    - 〇大気汚染物質の測定
  - 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
    - 〇森林の公益的機能の増進
    - 〇鳥獣害対策の推進
    - 〇土砂災害対策の推進
      - ・治山事業による土砂災害対策の推進
    - 〇農村資源の保全管理活動の推進
    - 〇農産物の生産技術の普及等
      - 農業者に対する経営再建資金制度の周知

- 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
  - 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
    - 〇災害廃棄物処理体制の整備
      - ・災害廃棄物の処理体制の整備
  - 8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通 した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅 に遅れる
    - 〇地域防災力の強化
      - 自主防災組織、人材の育成及び意識啓発
      - ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
      - ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
      - ・地域の避難対策マニュアル等の作成促進
    - 〇救助、救急体制の強化
      - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
    - 〇福祉避難所等の運営体制の充実等
      - ・女性や子育て家族、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
      - ・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
      - ・ボランティアコーディネーターの養成の推進

#### 2 施設分野ごとの推進方針

#### 1 個別施策分野

#### ①行政機能・消防

#### 〇庁舎の災害対応力の強化

- 本庁舎の耐震化
- 本庁舎以外の耐震化
- ・自家用発電機の整備
- 耐震性貯水槽の整備
- ・ 地震発生時等の業務継続体制の確立

#### 〇防災体制の強化

- ・ 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
- ・災害時における連絡体制の強化
- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化
- ・非常参集体制の確立
- ・消防力等の充実強化

#### 〇救助、救急体制の強化

・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

#### 〇地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・自主防災組織の充実強化及び維持
- ・洪水ハザードマップの改定
- ・近隣市町村との災害協定の締結
- ・ 避難勧告及び避難指示判断基準の策定
- 様々な事態を想定した図上訓練等の実施
- 各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立
- ・災害備蓄品の確保
- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発
- ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
- ・地域の避難対策マニュアル等の作成促進

#### ○学校における避難所運営体制の整備

- 〇保育所・児童センターにおける避難所運営体制の整備
- 〇行政機能の災害対策力の強化
  - ・公用車両の災害対応機能の強化
  - ・被災者支援情報提供体制の整備

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立
- 〇消防団夜警による警備
- 〇災害対策本部の予備施設の指定

#### ②住宅・都市

- 〇消防防災施設整備の推進
  - 耐震性貯水槽の整備の推進
- 〇災害時応急対策の推進
  - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
  - ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体 制の推進
  - ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定
  - ・災害時における給水協力関係の強化

#### 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進
- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- 下水道施設等の長寿命化の推進
- 下水道施設等の耐震化の推進
- ○道路除排雪計画の策定等
- 〇文化施設等における防災対策の推進
- 〇小中学校における防災対策の推進
- 〇保育所における防災対策の推進
- 〇学校における避難所運営体制の整備
- 〇保育所・児童センターにおける避難所運営体制の整備
- 〇災害に強いまちづくりの推進
  - ・狭あい道路の拡幅の推進
  - ・ 電柱類の地中化の推進

#### 〇建築物等の耐震対策の推進

- ・耐震改修促進計画の推進
- ・町立学校の校舎、屋外運動場及び給食室の耐震対策の推進
- ・保育所、児童センターの耐震化の推進

#### ○被災建物等の危険度判定の実施

・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

#### ③保健・福祉・医療

#### 〇福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要援護者支援マニュアル等の策定
- ・福祉避難所運営マニュアルの策定
- ・避難所への公的備蓄の保管促進(食料の確保)
- ・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
- ・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
- ボランティアコーディネーターの養成の推進

#### 〇社会福祉施設の防災資機材整備

- ・社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災 資機材の整備推進
- 〇障害者に対する情報支援体制の構築
- 〇災害時防疫体制の構築
- 〇災害時の医療救護・搬送体制等の整備
  - ・ 大規模災害時医療救護マニュアルの策定
  - ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
  - ・ 医療救護の広域応援体制の整備

#### 〇災害時保健医療体制の整備

災害時における保健師活動マニュアルの策定

#### ④エネルギー

- ○燃料供給ルートの確保
- ○緊急物資や燃料の確保
  - ・ 災害時における燃料確保の推進
- 〇地域の自立型エネルギー導入対策の推進等
  - 住宅等への自立型電源の普及促進
- ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

#### ⑤情報通信

#### 〇庁舎の災害対応力の強化

- 各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

#### 〇被害情報の収集体制の確立

- 防災無線、防災衛生電話等による被害情報の収集体制の確立
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立。

#### 〇通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
- ・ 避難所等の電源確保体制の整備

#### ⑥交通·物流

#### ○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達 (調達の協定)
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- ・災害時における燃料確保の推進

#### 〇災害時応急対策の推進

- ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

#### 〇災害に強いまちづくりの推進

・電線類の地中化の推進

#### 〇避難路となる幹線道路等の整備

- ・ 代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備
- ・ 基幹農道の整備
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進
- ・緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・ 幹線街路網の整備の推進

#### 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

#### ○道路除排雪計画の策定等

- 〇交通規制及び交通安全対策の実施
  - ・ 交通安全施設等の整備の推進
- ○燃料供給ルートの確保
- ○緊急物資や燃料の確保
  - ・緊急輸送道路となる幹線道路の整備
  - ・災害時における燃料確保の推進

#### ○富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

#### ⑦土地保全

- 〇森林の公益的機能の増進
- 〇災害廃棄物処理体制の整備
  - ・災害廃棄物の処理体制の整備
  - ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進

- 〇大気汚染物質の測定
- 〇土砂災害対策の推進
  - ・治山事業による土砂災害対策の推進
  - ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

#### 〇水防対策の推進

- ・洪水ハザードマップの改定
- ・ 水防訓練の実施
- ・ 水防用資材の備蓄
- 〇農村資源の保全管理活動の推進
- 〇農産物の生産技術の普及等
  - ・農業者に対する経営再建資金制度の周知
- 〇農地の保全等による災害対策の推進
- 〇洪水被害を防止する排水施設の整備
- 〇森林の公益的機能の増進
- 〇鳥獣害対策の推進
- 〇富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

#### 2 横断的施策分野

#### ①老朽化対策

#### 〇インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進
- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
- ・都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進
- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- ・下水道施設等の長寿命化の推進
- 下水道施設等の耐震化の推進

#### ②リスクコミュニケーション

#### 〇地区防災力の強化

- 各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立
- 自主防災組織、人材の育成及び意識啓発
- ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

#### 〇福祉避難所等の運営体制の充実等

・ボランティアコーディネーターの養成の推進

#### ③地域振興

#### 〇地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・自主防災組織の充実強化及び維持
- ・洪水ハザードマップの改定
- ・近隣市町村との災害協定の締結
- 避難勧告及び避難指示判断基準の策定
- 各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立。
- 自主防災組織、人材の育成及び意識啓発
- 自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
- ・地域の避難対策マニュアル等の作成促進

#### 3 複合的施策分野

大規模な自然災害の同時発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において、 複合的に事業を推進していくものとする。

#### 第5章 施策の重点化

#### 1 特に回避すべき「最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で町土の強靭化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

このため、8の「事前に備えるべき目標」に係る31の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本町の地域特性等の観点から、特に回避すべき15の「最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

			さくはなりない取芯の手芯
事育	がに備えるべき目標	' ' '	回避すべき起きてはならない最悪の事態(15
		事態)	
1	人命の保護が最大限図ら	1-1	市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊
	れる		や住宅密集地における火災による死傷者の
			発生
		1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業
			施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒
			壊や火災
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等へ
			の浸水
		1-4	富士山火山噴火による降灰により、交通ネッ
			トワークの機能停止、農地及び森林の荒廃
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発
			生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、
			農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年
			度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等
			で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地域で必要
	迅速に行われる		な物資が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発
			生
		2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網や
			ライフラインの寸断・途絶等による医療機能
			および救助・救急活動の麻痺または大幅な低
			下
<u> </u>			

3	必要不可欠な行政機能は	3-3	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員
	確保する		の被災による行政機能の長期にわたる機能
			不全
		3-4	災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び
			災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅
			な低下や停止
5	経済活動(サプライチェー	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町
	ンを含む)を機能不全に陥		外との交通の遮断
	らせない	5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設
	限の電気、ガス、上下水道、		備)や石油・LPガス、サプライチェーンの
	燃料、交通ネットワーク等		機能の停止
	を確保するとともに、これ	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	らの早期復旧を図る		

#### 第6章 計画の推進と見直し

#### 1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靭化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含め計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結び付け、新たに施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。

#### 2 計画の推進期間

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本町を 通じた国土強靭化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年間を推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを 行うこととする(軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応す る)。

#### 3 他の計画等の見直し

本計画は、町における強靭化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

#### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1) 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### ○防災体制の強化

・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を 図っている。引き続き連携の強化を図る必要がある。(防災課)

#### ○地域防災力の強化

住民参加型の地震防災訓練の実施

毎年、町内の各地区自主防災組織において防災訓練を実施している。引き続き住民参加型の訓練を実施していく必要がある。また近助、共助強化のため、区、組未加入者に対し、加入促進を行っていく必要がある。(防災課)

・自主防災組織の充実強化及び維持

自主防災組織の強化等のため、県が主催する避難所開設訓練等の研修へ派遣や、町から資機材の提供を行っている。引き続き、研修の開催や資機材の提供等に努めていく必要がある。(防災課)

#### ○学校における避難所運営体制の整備

各学校において、学校で策定する防災計画の中で、学校が避難所となった場合の避難所運営の対応方法を、学校独自で定めている。

また、平成27年度に、町内小中学校の防災設備の使用方法や物品の保管場所についての資料の作成も行った。

今後は、町の避難所運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。 (教育総務課)

#### ○保育所・児童センターにおける避難所運営体制の整備

地域との連携を密にし、災害時において地域の方たちとの協力体制の確立を整えている。(子育て支援課)

#### ○建築物等の耐震対策の推進

耐震改修促進計画の推進

平成28年3月に耐震改修促計画を改定済。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進する必要がある。(都市整備課)

#### ○災害に強いまちづくりの推進

・狭あい道路の拡幅の推進

住宅地内の道路整備として青柳10号線、大椚大久保線の道路改良工事を実施している。引き続き整備を行い災害に強い道路整備を図る必要がある。

また、災害時に強い交差点の改良として、停電時にも対応できる信号機のいらないラウンドアバウト方式の交差点改良工事を実施。今後も引き続きラウンドアバウト方式の交差点改良を行う必要がある。(土木整備課)

密集住宅地や防災面及び建築基準法上通行に支障のある狭あい道路拡幅事業を促進する必要がある。(都市整備課)

#### ・ 電柱類の地中化の推進

旧国道52号(現 県道韮崎南アルプス富士川線)の電線地中化を国に要望してきたが、県道に移管されたことに伴い、引き続き電線地中化を県に要望し、電線類の地中化を目指す必要がある。(土木整備課)

美しいまちなみ景観の形成と安全で快適な歩行空間確保のため、災害時の電線類地中化を 推進し、国・県へも要望していく必要がある。(都市整備課)

#### ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進

中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政的負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕を実施していく必要がある。(都市整備課)

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

H25年度策定した橋の長寿命化計画により、橋梁修繕を実施。H27年度12橋の修繕。全158橋中、修繕が必要な橋はH27年度時点で30橋、進捗率40%。耐震補強を計画した橋10橋、耐震化した橋0橋。引き続き、橋の修繕を実施し、修繕終了後、耐震補強を実施する必要がある。(土木整備課)

#### ○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進 民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することに なっている。今後は事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある。(都市整備 課)
  - ・災害時における給水協力関係の強化

平成20年2月1日に日本水道協会山梨県支部と「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。(上下水道課)

#### ○被災建物等の危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成(デジタル版)が必要となる。 (都市整備課)

#### ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

災害時には、無線機や防災衛星電話などを活用して被害情報の収集体制の確保を行っている。引き続き、自主防災組織の維持・訓練を実施するなどして被害情報の収集体制を確保する必要がある。(防災課)

• アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立

災害時に町内アマチュア無線による被害情報を収集するため、本庁舎及び町民会館にアマチュア無線のアンテナを設置している。また、町防災訓練の際、アマチュア無線を使用した情報収集訓練を実施している。引き続き、通信訓練を行いながら体制を構築していく必要がある。(防災課)

#### (重要業績指標)

【都市整備課】木造住宅耐震診断率 H27 6.49%⇒H33 8.20%

【都市整備課】公営住宅長寿命化 H27 2か所⇒H33 3か所

【土木整備課】橋梁の修繕化率 H27 40%⇒H33 100%

#### 1-2) 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損 壊・倒壊や火災

#### ○庁舎の災害対応力の強化

本庁舎の耐震化

今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、「富士川町公共施設 再配置計画」における、「住民の利便性の向上と防災機能の強化を図るため庁舎を新たに整備する」とした方針に基づき、耐震性のない分庁舎の解体・本庁舎への統合、同じく耐震性のない本庁舎の建て替えを推進する必要がある。(管財課)

本庁舎以外の耐震化

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して住民の生命、財産を守ることを目的とする富士川町耐震改修促進計画(H28年3月策定)に基づき、耐震性のない町有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきた。達成率は92.0%(平成27年度)となり成果を得ている。

耐震性のない分庁舎については解体し、本庁舎東別館については本庁舎の立替・統合を推進する必要がある。(管財課)

#### ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進

今年度、公園施設長寿命化計画を策定し、今後は、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。(都市整備課)

・都市公園等の防災活動拠点機能の強化

今後、災害時には防災活動拠点としての機能が果たせるように公園施設長寿命化計画に基づいた整備を促進していく必要がある。(都市整備課)

・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進(参照:1-1)

#### ○文化施設等における防災対策の推進

文化施設等(町民会館、図書館、文化ホール)の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。(生涯学習課)

#### ○小中学校における防災対策の推進

児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施している。また、 日々、児童生徒の意識の向上や、より安全な対策について検討を行っている。今後も、児童 生徒の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。

#### ○保育所における防災対策の推進

災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子ども達も含め、意識の向上に努め不測の事態に対応できるよう備えている。また、大規模災害を想定し、各保育所に隣接する地域住民の協力を得て、安全に避難できるよう、年1回地域住民も含めた合同避難訓練を実施している。

引き続き、子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。 (子育て支援課)

#### ○建築物等の耐震対策の推進

・町立学校の校舎、屋内運動場及び給食室の耐震対策の推進

平成27年度末までに学校の校舎・給食室・屋内運動場は耐震化率100%となった。また、 吊り天井を有する屋内運動場についても改修を行った。

学校施設は避難所に指定されているため、児童生徒の安全確保はもとより、避難者の安全についても確保する必要があるので、今後は、非構造部材の耐震化の促進を図る必要がある。(教育総務課)

・保育所、児童センターの耐震化の推進

第1保育所~第5保育所、2か所の児童センターが耐震化されている。今後も引き続き、施設の安全点検を行い不測の事態に備えていく必要がある。(子育て支援課)

#### ○障害者に対する情報支援体制の構築

災害時要援護者名簿に登録されている障害者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、障害者(児)の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。(福祉保健課)

#### (重要業績指標)

【管財課】新庁舎建設関連⇒H33測量調査実施、基本計画、基本・実施設計策定、分庁舎解 体工事実施

【都市整備課】公園施設長寿命化計画の策定⇒H33 策定

【都市整備課】公営住宅長寿命化 H27 2か所⇒H33 3か所

## 1-3) 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水

#### 〇洪水被害を防止する排水施設の整備

内水対策として、長沢湛水防除機場、青柳湛水防除機場、東川排水機場があり、施設点検整備を行い、洪水時の対応を行っている。引き続き施設の点検整備を行う必要がある。また耐用年数を過ぎた施設の更新をしていく必要がある。

台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させる河川改修工事(東川)を実施しているが、下流部が未整備のため引き続き河川改修を実施する必要がある。(土木整備課)

## ○地域防災力の強化

・洪水ハザードマップの改定

ハザードマップについては、H25.3月に作成し、全戸配布を行ったが、ゲリラ豪雨や今まで体験したこともないような豪雨に対応するため、想定最大規模の洪水を対象とするなど新たな浸水区域に設定したものに改定する必要がある。(防災課)

・近隣市町村との災害協定の締結

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、中部西関東市町村地域連携軸協議会において、協議会構成会員市町村が協定を結んでいる。(防災課)

・避難勧告及び避難指示判断基準の策定

河川の氾濫による水害の避難基準は特定の河川水位が氾濫注意水位に達したときに避難準備情報とし、避難判断水位に達したときに避難勧告とし、氾濫危険水位に達したときに避難 指示を出すこととしており、地域防災計画の中で策定している。(防災課)

#### ○福祉避難所等の運営体制の充実等

・要援護者支援マニュアル等の策定

要援護者支援マニュアルの策定を行い、災害対応の強化を図っている。今後も要援護者支援の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

#### ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

#### ○災害時応急対策の推進

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、青柳郵便局、鰍沢郵便 局と道路損傷等の情報提供に関する覚書取り交わしている。

また、富士川町電設安全協力会、富士川町建築協議会、富士川町上下水道指定工事事業者 組合と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を行っている。

なお、富士川町建設安全協議会とは、災害時における応急体制業務の協力体制は取れているが、今後幅広い協力体制構築のため協定を締結していく。(防災課)

## ○水防対策の推進

- ・洪水ハザードマップの改定(参照:1-3)
- ・ 水防訓練の実施

水災を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるように定期的に訓練を実施している。また、H25年度には平林地区、H27年度には道の駅富士川で水防訓練を実施している。引き続き、訓練を実施していく必要がある。(防災課)

## ・ 水防用資材の備蓄

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、道の駅富士川及び各地区水防倉庫内に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。(防災課)

# 1-4) 富士山火山噴火による降灰により、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の荒廃

○富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

近隣市町村との広域的な避難交通ネットワークを構築する必要がある。(土木整備課)

○富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業災害対策資金利子補給補助を行っている。

大規模な自然災害に備え、引き続き制度を行っていく必要がある。 (産業振興課)

## (重要業績指標)

【産業振興課】農業災害対策資金利子補給補助の制度周知⇒H33 周知実施

1-5) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

#### ○土砂災害対策の推進

・治山事業による土砂災害対策の推進

毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な個所について、県に要望し実施してきたが、引き続き県に要望し、実施する必要がある。

また、小規模な治山工事は町で実施する。(土木整備課)

・ 十砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施している。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要がある。(土木整備課)

### ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

## 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### ○行政機能の災害対応力の強化

・公用車両の災害対応機能の強化

災害発生時に給油困難が予測されることから、公用車両について平常時から1/2を下回る前に給油を実施している。

また、災害発生時、公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、防災用品や誘導灯などの整備を検討する必要がある。(管財課)

被災者支援情報提供体制の整備

被災者支援情報の提供体制として、災害発生時に避難所名簿や住民検索ができるシステム 及び管理端末としてのノートパソコンを本庁舎内に配備している。 (防災課)

#### ○地域防災力の強化

・様々な事態を想定した図上訓練等の実施

毎年東海地震を想定した総合防災訓練を実施している。役場本庁舎で災害対策本部設置訓練を行い、災害状況を把握する為、各地区から被害状況の報告を受けるなど、机上訓練を実施している。引き続き、各地区と協力した訓練を行っていく必要がある。(防災課)

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

#### ○通信機能の強化

・防災行政無線等による情報伝達機能の強化

防災情報伝達体制の強化を図るため、電波障害に強いポケットベルと同じ周波数帯を活用 した防災ラジオによる戸別受信システムの整備を行っている。引き続き、防災ラジオの普及 に努めていく必要がある。(防災課)

## (重要業績指標)

【防災課】被災者支援情報提供体制の継続

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

## 2-1) 交通網の寸断・途絶等により被災地域で必要な物資が行き渡らない事態

### ○地域防災力の強化

・災害備蓄品の確保

災害時の被災者への圧縮毛布・備蓄食料を確保するため計画的に順次購入している。引き 続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要がある。(防災課)

### ○消防防災施設整備の推進

耐震性貯水槽の整備の推進

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽の整備に努める必要がある。(防災 課)

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、 平成30年度までに整備予定となっている。(上下水道課)

・下水道施設等の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕 や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道 機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から 改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。(上下水道課)

下水道施設等の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、下水道事業業務継続計画(BCP)を策定する。

下水道施設の耐震化は、耐震対策対象路線について、平成27年度から着手しており、下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。(上下水道課)

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進(参照:1-1)

### ○福祉避難所等の運営体制の充実等

・福祉避難所運営マニュアルの策定

福祉避難所運営マニュアルの検討を進めている。今後は、運営体制の充実に向け、迅速な対応が可能な運営マニュアルの策定に取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・避難所への公的備蓄の保管促進(食料の確保)

福祉避難所への公的備蓄については、計画的に備蓄を進めている。今後も、備蓄食料等の保管推進に取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

#### ○社会福祉施設の防災資機材整備

・社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災資機材の整備推進

社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災資機材については、管理点検等を実施する中、資機材確保を図っている。今後も、資機材充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

## ○災害時保健医療体制の整備

災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認し、随時入れ替えを行なっているが、住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

県(保健所)、医師会、赤十字社ほか関係団体と連携し、医薬品の供給を行うこととなるが、速やかに供給できるよう、訓練を重ねていく必要がある。(福祉保健課)

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

#### ○緊急物資や燃料の確保

・緊急物資の調達 (調達の協定)

災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要がある。(防災課)

・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

他市町村等から搬送される救援物資、または調達した物資は、鰍沢中学校体育館又は利根川公園スポーツ広場に集積する。物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、職員、各地区の自主防災組織及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行う体制をとっている。引き続き、受入れ体制等の充実・強化に努めていく必要がある。(防災課)

・災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会や町内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのLPガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給を図っている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。(防災課)

#### ○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築(参照:1-3)
- ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。(土木整備課)

・災害時における給水協力関係の強化

平成20年2月1日に日本水道協会山梨県支部と「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。(上下水道課)

### ○避難路となる幹線道路等の整備

・ 代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備

管理林道23路線、総延長36,853mである。山間地の集落を連結する林道は整備されているが、未改良・未舗装路線があるため改良整備が必要である。(土木整備課)

・ 基幹農道の整備

県営中山間地域総合整備事業「富士川北部地区」(平林・大久保・最勝寺・恭米・小林)、 農地環境整備事業「鰍沢地区」(鳥屋・柳川・箱原・鹿島)、農地競争力強化基盤整備事業 「ゆずの郷地区」(小室・髙下)等を実施し基幹農道整備を実施している。また、町事業として、農業基盤整備促進事業を取入れ、農道・用排水路整備を進めている。今後も、基幹農道整備を継続して進めていくよう、県と連携を図っていく必要がある。(土木整備課) ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。(土木整備課)

## ○道路除排雪計画の策定等

主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の他、町内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。(土木整備課)

## ○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進(参照:1-5)
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進(参照:1-5)
- ○洪水被害を防止する排水施設の整備 (参照:1-3)

### (重要業績指標)

【防災課】耐震性貯水槽の整備 H27 102基⇒H33 104基

【福祉保健課】福祉避難所運営マニュアルの策定⇒H33 策定

【十木整備課】農道整備率 H27 29%⇒H33 60%

【下水道担当】下水道管路とマンホール接続部の可とう化率 H27 21%⇒H33 81%

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

## ○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達(調達の協定) (参照2-1)
- ・緊急物資の受け入れ体制の構築(参照2-1)

## ○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備(参照:2-1)
- ・基幹農道の整備(参照:2-1)
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進(参照:2-1)

#### ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進(参照:1-1)

## ○道路除排雪計画の策定等(参照:2-1)

## ○森林の公益的機能の増進

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備(間伐、植栽等)が行われている。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要がある。(産業振興課)

#### ○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進(参照:1-5)
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進(参照:1-5)

### ○洪水被害を防止する排水施設の整備 (参照:1-3)

### (重要業績指標)

【土木整備課】橋梁の修繕化率 H27 40%⇒H33 100%

【土木整備課】農道整備率 H27 29%⇒H33 60%

## 2-3)消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療 機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下

### ○防災体制の強化

・消防力等の充実強化

警戒宣言発令時、又は地震発生時は、速やかに部隊を編成し、消防・防災活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実強化を図る必要がある。(防災課)

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・都市公園等の防災活動拠点機能の強化(参照:1-2)
- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進(参照:1-1)

## ○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

・大規模災害時医療救護マニュアルの策定

富士川町地域防災計画及び山梨県災害時保健師活動マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。

今後、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルを基に、独自のマニュアル策定に取り組んでいく必要がある。

また、医療救護活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を確認していく 必要がある。(福祉保健課)

・防災ヘリポートの確保及び整備の推進

孤立地域への対策として、十谷、小室、平林の3地区にヘリポートを整備した。(防災課)

医療救護の広域応援体制の整備

広域災害救急情報システム(EMIS)を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害 医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練 を重ねていく必要がある。(福祉保健課)

#### ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

#### ○避難路となる幹線道路等の整備

・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進(参照:2-1)

## ○洪水被害を防止する排水施設の整備 (参照:1-3)

## (重要業績指標)

【土木整備課】橋梁の修繕化率 H27 40%⇒H33 100%

## 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### ○燃料供給ルートの確保

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難 所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路と して指定し、整備を図る必要がある。(防災課)

## ○緊急物資や燃料の確保

・災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会や町内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのLPガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給を図っている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。(防災課)

## ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

道の駅「富士川」の水防施設の2階の屋根に太陽光パネルを設置し、また地中熱を利用した空調設備を導入して再生可能エネルギーを活用している。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。(都市整備課)

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

# 2-5) 想像を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足

- ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進(参照:2-4)
- ○被害情報の収集体制の確立
  - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)
- ○地域防災力の強化
  - ・災害備蓄品の確保 (参照:2-1)

## (重要業績指標)

【土木整備課】橋梁の修繕化率 H27 40%⇒H33 100%

## 2-6) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### ○災害時保健医療体制の整備

・災害時における保健師活動マニュアルの策定

山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいる。今後も訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

## ○災害時防疫体制の構築

感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設(高齢者施設)等への対策を周知している。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上にとめている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分け拡散防止に努められるように検討していく必要がある。(福祉保健課)

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

# 3-1) 被災による現地の警察機能が大幅な低下による治安の悪化

## ○消防団夜警による警備

毎年消防団各分団において、火災予防等を呼びかける夜警や警察と連携した防犯診断を実施している。引き続き実施していく必要がある。 (防災課)

# 3-2) 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通 渋滞の多発

## ○交通規制及び交通安全対策の実施

・交通安全施設等の整備の推進

町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。 (防災課)

# 3-3) 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機能の長期にわたる機能不全

#### ○防災体制の強化

・災害時における連絡体制の強化

災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を確保するため、今後、情報発信システムの 構築を行う必要がある。(防災課)

・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化

交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、最寄りの施設に 参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受けることとする。ま た、あらかじめ参集可能な機関を定め、そこまでの複数の登庁ルートを職員独自で決めてお く必要がある。(財務課)

・非常参集体制の確立

地震災害職員配備では、震度4の地震発生で第1配備、震度5弱、5強の地震発生で第2配備、震度6弱の地震発生で第3配備としている。災害対策本部では、町長を本部長とし、職員の4グループ制をとっている。引き続き、体制の確立を保つ必要がある。(防災課)

### (重要業績指標)

【防災課】 地震災害職員配備の維持

3-4) 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

#### ○庁舎の災害対応力の強化

- ・本庁舎の耐震化 (参照1-2)
- ・本庁舎以外の耐震化 (参照:1-2)
- ・自家用発電機の整備

現本庁舎に非常用自家発電設備を整備し、非常時(停電時)においても災害対策活動に必要な機能の確保を可能とすることにより、防災機能の向上を図った。電力供給の停止が長期化することを想定し、燃料タンクの満量化を常時実施する必要がある。

今後は、新庁舎建設に伴い、災害時における災害対策本部及び通常業務に必要な電力供給 需要を想定し、必要な容量の自家用発電機の整備を検討する必要がある。(管財課)

・耐震性貯水槽の整備

災害対策活動や通常業務継続のため、水道ライフラインの被害を想定し、配水管路と一体的な飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する必要がある。(管財課)

・ 地震発生時等の業務継続体制の確立

被災により行政機能の低下が懸念されるが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められる。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、都市機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定した。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じ見直しを行う。(財務課)

・各種システムの緊急時運用体制の確立

情報システムの緊急時運用体制については、「情報システムに関する業務継続計画」を策定し、震災時に主要情報システムの早期復旧を行う体制づくりが必要であるため、計画を早急に策定する必要がある。(政策秘書課)

・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

主要データについては、峡南広域計算センターで本町外の峡南地域にバックアップデータを保存しているが、同じ東海地震対策強化地域内のため、地域外(県外)へのデータ保管が必要である。(政策秘書課)

#### ○地域防災力の強化

各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立

災害発生時に対応するため、各地区へ地域自主防災職員を配備している。平常時には、担当区と町とのパイプ役となり、大規模災害発生時には、各地区災害対策本部と町災害対策本部との連絡および調整を行っている。引き続き、職員派遣体制の強化を図る必要がある。 (防災課)

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進(参照:2-4)

#### (重要業績指標)

【政策秘書課】情報システムに関する業務継続計画の策定⇒H33 策定

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

# 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ○被害情報の収集体制の確立
  - ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)
- ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進(参照:2-4)

# 4-2) 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

## ○通信機能の強化

・防災行政無線等による情報伝達機能の強化(参照:1-5)

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全 に陥らせない

# 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産

## ○避難路となる幹線道路等の整備

・緊急輸送道路となる幹線道路の整備

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。(土木整備 課)

# 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

## ○燃料供給ルートの確保

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難 所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路と して指定し、整備を図る必要がある。(防災課)

## 5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断

#### ○緊急物資及び燃料の確保

- ・緊急輸送道路となる幹線道路の整備(参照:5-1)
- ・災害時における燃料確保の推進(参照:2-1)

## ○避難路となる幹線道路等の整備

・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備 (参照:2-1)

### ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進(参照:1-1)
- ○道路除排雪計画の策定等(参照:2-1)

#### ○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進(参照:1-5)
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進(参照:1-5)
- ○洪水被害を防止する排水施設の整備 (参照:1-3)

## (重要業績指標)

【土木整備課】橋梁の修繕化率 H27 40%⇒H33 100%

# 5-4) 食料等の安定供給の停滞

# ○地域防災力の強化

・災害備蓄品の確保 (参照:2-1)

## ○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達(調達の協定) (参照2-1)
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 (参照:2-1)

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下 水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 6-1) 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガス、サプライチェーンの機能停止

## ○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

・住宅等への自立型電源の普及促進

地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っている。

引き続き住宅等への自立型電源の普及も含め促進する必要がある。(町民生活課)

## ○通信機能の強化

・避難所等の電源確保体制の整備

避難所等の電源確保体制として、可搬型発動発電機や投光器を整備している。今後も非常 用発電機とその燃料等を確保する必要がある。(防災課)

## (重要業績指標)

【町民生活課】住宅用太陽光発電システム補助 H27 27件⇒H33 40件

### 6-2) 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

#### ○災害時応急対策の推進

「災害時における水道施設の応急措置等に関する協定書」を、町と富士川町上下水道指定工事事業者組合との間で平成24年6月21日に締結した。(上下水道課)

・災害時における給水協力関係の強化

平成20年2月1日に日本水道協会山梨県支部と「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。(上下水道課)

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、 平成30年度までに整備予定となっている。(上下水道課)

- ・下水道施設等の長寿命化の推進(参照:2-1)
- ・下水道施設等の耐震化の推進(参照:2-1)

## (重要業績指標)

【下水道担当】下水道管路とマンホール接続部の可とう化率 H27 21%⇒H33 81%

## 6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### ○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進(参照:1-3)
- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。(土木整備課)

## ○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備(参照:2-1)
- ·基幹農道の整備(参照:2-1)
- ・ 幹線街路網の整備の推進

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。(土木整備課)

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進(参照:1-1)
- ○道路除排雪計画の策定等 (参照:2-1)
- ○洪水被害を防止する排水施設の整備 (参照:1-3)

### (重要業績指標)

【土木整備課】橋梁の修繕化率 H27 40%⇒H33 100%

【土木整備課】農道整備率 H27 29%⇒H33 60%

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

# 7-1) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

## ○被害建物等の危険度判定の実施

・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施(参照:1-1)

## ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

# 7-2) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

## ○災害対策本部の予備施設の指定

役場本庁舎が被災した場合に備え、町民会館、地域健康福祉センター、ますほ文化ホール等を町対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に対策本部の設置を行う。(防災課)

# 7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

# ○大気汚染物質の測定

大気中の汚染物質の測定については、山梨県が県内各所で行い、結果を県ホームページで公表している。引き続き、情報共有や測定についての協力体制を図っていく必要がある。 (町民生活課)

## 7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○森林の公益的機能の増進(参照:2-2)

#### ○鳥獣害対策の推進

鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、猟友会に委託し管理捕獲事業を 実施。被害地域の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害捕獲活動を行っていく必要が ある。(産業振興課)

## ○土砂災害対策の推進

・治山事業による土砂災害対策の推進(参照:1-5)

## ○農村資源の保全管理活動の推進

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んできた。荒廃農地の減少させるための需要な地域ぐるみの共同活動として定着が図られてきているが、高齢化や過疎化等に伴い集落機能が低下している地域もあるので、引き続き支援が必要である。(産業振興課)

## ○農産物の生産技術の普及等

・農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業施設復旧支援対策資金利子補給、農業災害対策資金利子補給補助を行っている。 大規模な自然災害に備え、引き続き制度を行っていく必要がある。(産業振興課)

### (重要業績指標)

【産業振興課】農業施設復旧支援対策資金利子補給の制度周知⇒H33 周知実施

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ○災害廃棄物処理体制の整備

・災害廃棄物の処理体制の整備

富士川町地域防災計画に基づき、災害廃棄物(がれき)等の適正処理について、一部事務組合又は峡南林務環境事務所と連携を図って実施し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興に努める必要がある。(町民生活課)

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進(参照1-3)

8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる

#### ○地域防災力の強化

・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発

県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。 引き続き、人材育成に努めていく必要がある。(防災課)

・自主防災組織の防災資機材の整備促進

自主防災組織では、責任者を定め、定期的な点検整備を実施している。引き続き、有事に備え、資機材の整備に努めていく必要がある。(防災課)

・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図っている。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・地域の避難対策マニュアル等の作成促進

各地区へ自主防災職員を配備し、自主防災組織と連携をして地区別災害対応マニュアルの 作成を促進していく必要がある。(防災課)

## ○救助、救急体制の強化

・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

消防団員の確保のため、町内商店会と協力して消防団サポート事業を実施している。また 消防団員協力事業所表示制度の導入により、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出 し、消防団員確保に努めていく必要がある。(防災課)

#### ○福祉避難所等の運営体制の充実等

・女性や子育て家族、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進

福祉避難所等の運営については、関係機関等との連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っているが、運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。今後も、災害時要援護者に配慮する中、避難者の住み分けを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

災害時要援護者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練を実施するなど、各種訓練を行ってきた。今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・ボランティアコーディネーターの養成の推進

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んで行く必要がある。(福祉保健課)

### 1 個別施策分野

### ①行政機能・消防

#### ○庁舎の災害対応力の強化

本庁舎の耐震化

今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、「富士川町公共施設再配置計画」における、「住民の利便性の向上と防災機能の強化を図るため庁舎を新たに整備する」とした方針に基づき、耐震性のない分庁舎の解体・本庁舎への統合、同じく耐震性のない本庁舎の建て替えを推進する必要がある。(管財課)

・本庁舎以外の耐震化

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して住民の生命、財産を守ることを目的とする富士川町耐震改修促進計画(H28年3月策定)に基づき、耐震性のない町有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきた。達成率は92.0%(平成27年度)となり成果を得ている。

耐震性のない分庁舎については解体し、本庁舎東別館については本庁舎の立替・統合を 推進する必要がある。(管財課)

・自家用発電機の整備

現本庁舎に非常用自家発電設備を整備し、非常時(停電時)においても災害対策活動に必要な機能の確保を可能とすることにより、防災機能の向上を図った。電力供給の停止が 長期化することを想定し、燃料タンクの満量化を常時実施する必要がある。

今後は、新庁舎建設に伴い、災害時における災害対策本部及び通常業務に必要な電力供 給需要を想定し、必要な容量の自家用発電機の整備を検討する必要がある。(管財課)

耐震性貯水槽の整備

災害対策活動や通常業務継続のため、水道ライフラインの被害を想定し、配水管路と一体的な飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する必要がある。(管財課)

#### ○防災体制の強化

・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き連携の強化を図る必要がある。(防災課)

・災害時における連絡体制の強化

災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を確保するため、今後、情報発信システムの構築を行う必要がある。(防災課)

・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化

交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受けることとする。また、あらかじめ参集可能な機関を定め、そこまでの複数の登庁ルートを職員独自で決めておく必要がある。(財務課)

非常参集体制の確立

地震災害職員配備では、震度4の地震発生で第1配備、震度5弱、5強の地震発生で第2配備、震度6弱の地震発生で第3配備としている。災害対策本部では、町長を本部長とし、職員の4グループ制をとっている。引き続き、体制の確立を保つ必要がある。(防災課)

・消防力等の充実強化

警戒宣言発令時、又は地震発生時は、速やかに部隊を編成し、消防・防災活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実強化を図る必要がある。(防災課)

### ○救助、救急体制の強化

・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

消防団員の確保のため、町内商店会と協力して消防団サポート事業を実施している。また消防団員協力事業所表示制度の導入により、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を 創出し、消防団員確保に努めていく必要がある。(防災課)

### ○地域防災力の強化

住民参加型の地震防災訓練の実施

毎年、町内の各地区自主防災組織において防災訓練を実施している。引き続き住民参加型の訓練を実施していく必要がある。また近助、共助強化のため、区、組未加入者に対し、加入促進を行っていく必要がある。(防災課)

・自主防災組織の充実強化及び維持

自主防災組織の強化等のため、県が主催する避難所開設訓練等の研修へ派遣や、町から 資機材の提供を行っている。引き続き、研修の開催や資機材の提供等に努めていく必要が ある。(防災課)

・洪水ハザードマップの改定

ハザードマップについては、H25.3月に作成し、全戸配布を行ったが、ゲリラ豪雨や今まで体験したこともないような豪雨に対応するため、想定最大規模の洪水を対象とするなど新たな浸水区域に設定したものに改定する必要がある。(防災課)

・近隣市町村との災害協定の締結

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、中部西関東市町村地域連携軸協議会において、協議会構成会員市町村が協定を結んでいる。(防災課)

・避難勧告及び避難指示判断基準の策定

河川の氾濫による水害の避難基準は特定の河川水位が氾濫注意水位に達したときに避難 準備情報とし、避難判断水位に達したときに避難勧告とし、氾濫危険水位に達したときに 避難指示を出すこととしており、地域防災計画の中で策定している。 (防災課)

・様々な事態を想定した図上訓練等の実施

毎年東海地震を想定した総合防災訓練を実施している。役場本庁舎で災害対策本部設置 訓練を行い、災害状況を把握する為、各地区から被害状況の報告を受けるなど、机上訓練 を実施している。引き続き、各地区と協力した訓練を行っていく必要がある。(防災課)

・各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立

災害発生時に対応するため、各地区へ地域自主防災職員を配備している。平常時には、 担当区と町とのパイプ役となり、大規模災害発生時には、各地区災害対策本部と町災害対 策本部との連絡および調整を行っている。引き続き、職員派遣体制の強化を図る必要があ る。(防災課)

・災害備蓄品の確保

災害時の被災者への圧縮毛布・備蓄食料を確保するため計画的に順次購入している。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要がある。(防災課)

・ 自主防災組織、人材の育成及び意識啓発

県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。引き続き、人材育成に努めていく必要がある。(防災課)

・自主防災組織の防災資機材の整備促進

自主防災組織では、責任者を定め、定期的な点検整備を実施している。引き続き、有事 に備え、資機材の整備に努めていく必要がある。(防災課)

・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図っている。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・地域の避難対策マニュアル等の作成促進

各地区へ自主防災職員を配備し、自主防災組織と連携をして地区別災害対応マニュアル の作成を促進していく必要がある。(防災課)

#### ○学校における避難所運営体制の整備

各学校において、学校で策定する防災計画の中で、学校が避難所となった場合の避難所 運営の対応方法を、学校独自で定めている。

また、平成27年度に、町内小中学校の防災設備の使用方法や物品の保管場所についての 資料の作成も行った。

今後は、町の避難所運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。 (教育総務課)

## ○保育所・児童センターにおける避難所運営体制の整備

地域との連携を密にし、災害時において地域の方たちとの協力体制の確立を整えている。(子育て支援課)

## ○行政機能の災害対応力の強化

・公用車両の災害対応機能の強化

災害発生時に給油困難が予測されることから、公用車両について平常時から1/2を下回る前に給油を実施している。

また、災害発生時、公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、防災用品や誘導灯などの整備を検討する必要がある。(管財課)

被災者支援情報提供体制の整備

被災者支援情報の提供体制として、災害発生時に避難所名簿や住民検索ができるシステム及び管理端末としてのノートパソコンを本庁舎内に配備している。(防災課)

・ 地震発生時等の業務継続体制の確立

被災により行政機能の低下が懸念されるが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められる。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、都市機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定した。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じて見直しを行う。(財務課)

#### ○消防団夜警による警備

毎年消防団各分団において、火災予防等を呼びかける夜警や警察と連携した防犯診断を 実施している。引き続き実施していく必要がある。(防災課)

#### ○災害対策本部の予備施設の指定

役場本庁舎が被災した場合に備え、町民会館、地域健康福祉センター、ますほ文化ホール等を町対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に対策本部の設置を行う。 (防災課)

#### ②住宅・都市

## ○消防防災施設整備の推進

耐震性貯水槽の整備の推進

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽の整備に努める必要がある。(防災 課)

#### ○災害時応急対策の推進

「災害時における水道施設の応急措置等に関する協定書」を、町と富士川町上下水道指 定工事事業者組合との間で平成24年6月21日に締結した。(上下水道課)

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、青柳郵便局、鰍沢郵 便局と道路損傷等の情報提供に関する覚書取り交わしている。

また、富士川町電設安全協力会、富士川町建築協議会、富士川町上下水道指定工事事業 者組合と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を行っている。

なお、富士川町建設安全協議会とは、災害時における応急体制業務の協力体制は取れているが、今後幅広い協力体制構築のため協定を締結していく。(防災課)

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進 民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することに なっている。今後は事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある。(都市整備 課)
  - ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。(土木整備課)

・災害時における給水協力関係の強化

平成20年2月1日に日本水道協会山梨県支部と「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。(上下水道課)

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進

中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政的負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕を実施していく必要がある。(都市整備課)

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

H25年度策定した橋の長寿命化計画により、橋梁修繕を実施。H27年度12橋の修繕。全158橋中、修繕が必要な橋はH27年度時点で30橋、進捗率40%。耐震補強を計画した橋10橋、耐震化した橋0橋。引き続き、橋の修繕を実施し、修繕終了後、耐震補強を実施する必要がある。(土木整備課)

・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、平成30年度までに整備予定となっている。(上下水道課)

下水道施設等の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。(上下水道課)

#### 下水道施設等の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、下水道事業業務継続計画(BCP)を策定する。下水道施設の耐震化は、耐震対策対象路線について、平成27年度から着手しており、下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。(上下水道課)

#### ○道路除排雪計画の策定等

主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の他、町内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。(土木整備課)

## ○文化施設等における防災対策の推進

文化施設等(町民会館、図書館、文化ホール)の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。(生涯学習課)

## ○小中学校における防災対策の推進

児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施している。また、 日々、児童生徒の意識の向上や、より安全な対策について検討を行っている。今後も、児 童生徒の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。

#### ○保育所における防災対策の推進

災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子ども達も含め、意識の向上に努め不測の事態に対応できるよう備えている。また、大規模災害を想定し、各保育所に隣接する地域住民の協力を得て、安全に避難できるよう、年1回地域住民も含めた合同避難訓練を実施している。

引き続き、子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。 (子育て支援課)

### ○災害に強いまちづくりの推進

・狭あい道路の拡幅の推進

住宅地内の道路整備として青柳10号線、大椚大久保線の道路改良工事を実施している。 引き続き整備を行い災害に強い道路整備を図る必要がある。

また、災害時に強い交差点の改良として、停電時にも対応できる信号機のいらないラウンドアバウト方式の交差点改良工事を実施。今後も引き続きラウンドアバウト方式の交差点改良を行う必要がある。(土木整備課)

密集住宅地や防災面及び建築基準法上通行に支障のある狭あい道路拡幅事業を促進する 必要がある。(都市整備課)

・ 電柱類の地中化の推進

旧国道52号(現 県道韮崎南アルプス富士川線)の電線地中化を国に要望してきたが、県道に移管されたことに伴い、引き続き電線地中化を県に要望し、電線類の地中化を目指す必要がある。(土木整備課)

美しいまちなみ景観の形成と安全で快適な歩行空間確保のため、災害時の電線類地中化 を推進し、国・県へも要望していく必要がある。(都市整備課)

### ○建築物等の耐震対策の推進

耐震改修促進計画の推進

平成28年3月に耐震改修促計画を改定済。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進する必要がある。(都市整備課)

・町立学校の校舎、屋内運動場及び給食室の耐震対策の推進

平成27年度末までに学校の校舎・給食室・屋内運動場は耐震化率100%となった。また、 吊り天井を有する屋内運動場についても改修を行った。

学校施設は避難所に指定されているため、児童生徒の安全確保はもとより、避難者の安全についても確保する必要があるので、今後は、非構造部材の耐震化の促進を図る必要がある。(教育総務課)

・保育所、児童センターの耐震化の推進

第1保育所〜第5保育所、2か所の児童センターが耐震化されている。今後も引き続き、施設の安全点検を行い不測の事態に備えていく必要がある。(子育て支援課)

## ○被災建物等の危険度判定の実施

・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。 今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成(デジタル版)が必要とな る。(都市整備課)

### ③保健・福祉・医療

### ○福祉避難所等の運営体制の充実等

・要援護者支援マニュアル等の策定

要援護者支援マニュアルの策定を行い、災害対応の強化を図っている。今後も要援護者 支援の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・福祉避難所運営マニュアルの策定

福祉避難所運営マニュアルの検討を進めている。今後は、運営体制の充実に向け、迅速な対応が可能な運営マニュアルの策定に取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・避難所への公的備蓄の保管促進(食料の確保)

福祉避難所への公的備蓄については、計画的に備蓄を進めている。今後も、備蓄食料等の保管推進に取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・女性や子育て家族、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進

福祉避難所等の運営については、関係機関等との連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っているが、運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。今後も、災害時要援護者に配慮する中、避難者の住み分けを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

災害時要援護者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練を実施するなど、各種訓練を行ってきた。今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・ボランティアコーディネーターの養成の推進

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んで行く必要がある。(福祉保健課)

#### ○社会福祉施設の防災資機材整備

・社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災資機材の整備推進

社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災資機材については、管理点検等を実施する中、資機材確保を図っている。今後も、資機材充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

## ○障害者に対する情報支援体制の構築

災害時要援護者名簿に登録されている障害者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、障害者(児)の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。(福祉保健課)

#### ○災害時防疫体制の構築

感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設(高齢者施設)等への対策を周知している。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上にとめている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分け拡散防止に努められるように検討していく必要がある。(福祉保健課)

## ○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

・大規模災害時医療救護マニュアルの策定

富士川町地域防災計画及び山梨県災害時保健師活動マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。

今後、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルを基に、独自のマニュアル策定に取り組んでいく必要がある。

また、医療救護活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を確認してい く必要がある。(福祉保健課)

・防災ヘリポートの確保及び整備の推進

孤立地域への対策として、十谷、小室、平林の3地区にヘリポートを整備した。 (防災課)

医療救護の広域応援体制の整備

広域災害救急情報システム(EMIS)を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねていく必要がある。(福祉保健課)

## ○災害時保健医療体制の整備

災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認し、随時入れ替えを行なっているが、住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

県(保健所)、医師会、赤十字社ほか関係団体と連携し、医薬品の供給を行うこととなるが、速やかに供給できるよう、訓練を重ねていく必要がある。(福祉保健課)

・災害時における保健師活動マニュアルの策定

山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいる。今後も訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

## **④エネルギー**

#### ○燃料供給ルートの確保

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路 として指定し、整備を図る必要がある。(防災課)

## ○緊急物資や燃料の確保

・災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会や町内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのLPガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給を図っている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。(防災課)

## ○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

住宅等への自立型電源の普及促進

地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っている。

引き続き住宅等への自立型電源の普及も含め促進する必要がある。(町民生活課)

### ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

道の駅「富士川」の水防施設の2階の屋根に太陽光パネルを設置し、また地中熱を利用した空調設備を導入して再生可能エネルギーを活用している。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。(都市整備課)

### ⑤情報通信

## ○庁舎の災害対応力の強化

・各種システムの緊急時運用体制の確立

情報システムの緊急時運用体制については、「情報システムに関する業務継続計画」を 策定し、震災時に主要情報システムの早期復旧を行う体制づくりが必要であるため、計画 を早急に策定する必要がある。(政策秘書課)

・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ 機能強化

主要データについては、峡南広域計算センターで本町外の峡南地域にバックアップデータを保存しているが、同じ東海地震対策強化地域内のため、地域外(県外)へのデータ保管が必要である。(政策秘書課)

#### ○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

災害時には、無線機や防災衛星電話などを活用して被害情報の収集体制の確保を行っている。引き続き、自主防災組織の維持・訓練を実施するなどして被害情報の収集体制を確保する必要がある。(防災課)

・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立

災害時に町内アマチュア無線による被害情報を収集するため、本庁舎及び町民会館にアマチュア無線のアンテナを設置している。また、町防災訓練の際、アマチュア無線を使用した情報収集訓練を実施している。引き続き、通信訓練を行いながら体制を構築していく必要がある。(防災課)

## ○通信機能の強化

・防災行政無線等による情報伝達機能の強化

防災情報伝達体制の強化を図るため、電波障害に強いポケットベルと同じ周波数帯を活用した防災ラジオによる戸別受信システムの整備を行っている。引き続き、防災ラジオの普及に努めていく必要がある。(防災課)

・避難所等の電源確保体制の整備

避難所等の電源確保体制として、可搬型発動発電機や投光器を整備している。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。(防災課)

### ⑥交通・物流

## ○緊急物資や燃料の確保

・緊急物資の調達 (調達の協定)

災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に 努めている。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要がある。(防災課)

・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

他市町村等から搬送される救援物資、または調達した物資は、鰍沢中学校体育館又は利根川公園スポーツ広場に集積する。物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、職員、各地区の自主防災組織及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行う体制をとっている。引き続き、受入れ体制等の充実・強化に努めていく必要がある。(防災課)

・災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会や町内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのLPガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給を図っている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。(防災課)

### ○災害時応急対策の推進

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、青柳郵便局、鰍沢郵便局と道路損傷等の情報提供に関する覚書取り交わしている。

また、富士川町電設安全協力会、富士川町建築協議会、富士川町上下水道指定工事事業 者組合と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を行っている。

なお、富士川町建設安全協議会とは、災害時における応急体制業務の協力体制は取れているが、今後幅広い協力体制構築のため協定を締結していく。(防災課)

・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。(土木整備課)

## ○災害に強いまちづくりの推進

・電柱類の地中化の推進

旧国道52号(現 県道韮崎南アルプス富士川線)の電線地中化を国に要望してきたが、県道に移管されたことに伴い、引き続き電線地中化を県に要望し、電線類の地中化を目指す必要がある。(土木整備課)

美しいまちなみ景観の形成と安全で快適な歩行空間確保のため、災害時の電線類地中化を推進し、国・県へも要望していく必要がある。(都市整備課)

#### ○避難路となる幹線道路等の整備

・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備

管理林道23路線、総延長36,853mである。山間地の集落を連結する林道は整備されているが、未改良・未舗装路線があるため改良整備が必要である。(土木整備課)

基幹農道の整備

県営中山間地域総合整備事業「富士川北部地区」(平林・大久保・最勝寺・眷米・小林)、農地環境整備事業「鰍沢地区」(鳥屋・柳川・箱原・鹿島)、農地競争力強化基盤整備事業「ゆずの郷地区」(小室・髙下)等を実施し基幹農道整備を実施している。また、町事業として、農業基盤整備促進事業を取入れ、農道・用排水路整備を進めている。今後も、基幹農道整備を継続して進めていくよう、県と連携を図っていく必要がある。(土木整備課)

・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。 (土木整備課)

・緊急輸送道路となる幹線道路の整備

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。(土木整 備課)

・幹線街路網の整備の推進

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。 (土木整備課)

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

H25年度策定した橋の長寿命化計画により、橋梁修繕を実施。H27年度12橋の修繕。全158橋中、修繕が必要な橋はH27年度時点で30橋、進捗率40%。耐震補強を計画した橋10橋、耐震化した橋0橋。引き続き、橋の修繕を実施し、修繕終了後、耐震補強を実施する必要がある。(土木整備課)

## ○道路除排雪計画の策定等

主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の他、町内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。(土木整備課)

#### ○交通規制及び交通安全対策の実施

・ 交通安全施設等の整備の推進

町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路の カラー化などを実施していく必要がある。 (防災課)

#### ○燃料供給ルートの確保

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路 として指定し、整備を図る必要がある。(防災課)

#### ○緊急物資や燃料の確保

・緊急輸送道路となる幹線道路の整備

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。(土木整備課)

・災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会や町内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのLPガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給を図っている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。(防災課)

### ○富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

近隣市町村との広域的な避難交通ネットワークを構築する必要がある。(土木整備課)

### ⑦土地保全

### ○森林の公益的機能の増進

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森 林環境税を財源とした森林整備(間伐、植栽等)が行われている。今後もこれらの事業を 継続し実施していく必要がある。(産業振興課)

# ○災害廃棄物処理体制の整備

・災害廃棄物の処理体制の整備

富士川町地域防災計画に基づき、災害廃棄物(がれき)等の適正処理について、一部事務組合又は峡南林務環境事務所と連携を図って実施し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興に努める必要がある。(町民生活課)

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、青柳郵便局、鰍沢郵 便局と道路損傷等の情報提供に関する覚書取り交わしている。

また、富士川町電設安全協力会、富士川町建築協議会、富士川町上下水道指定工事事業者組合と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を行っている。

なお、富士川町建設安全協議会とは、災害時における応急体制業務の協力体制は取れているが、今後幅広い協力体制構築のため協定を締結していく。(防災課)

## ○大気汚染物質の測定

大気中の汚染物質の測定については、山梨県が県内各所で行い、結果を県ホームページで公表している。引き続き、情報共有や測定についての協力体制を図っていく必要がある。(町民生活課)

#### ○土砂災害対策の推進

・治山事業による土砂災害対策の推進

毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な個所について、県に要望し実施してきたが、引き続き県に要望し、実施する必要がある。

また、小規模な治山工事は町で実施する。(土木整備課)

・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施している。今後も必要な箇所の 整備を要望していく必要がある。 (土木整備課)

#### ○水防対策の推進

・洪水ハザードマップの改定

ハザードマップについては、H25.3月に作成し、全戸配布を行ったが、ゲリラ豪雨や今まで体験したこともないような豪雨に対応するため、想定最大規模の洪水を対象とするなど新たな浸水区域に設定したものに改定する必要がある。 (防災課)

・ 水防訓練の実施

水災を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるように定期的に訓練を実施している。また、H25年度には平林地区、H27年度には道の駅富士川で水防訓練を実施している。引き続き、訓練を実施していく必要がある。 (防災課)

#### ・ 水防用資材の備蓄

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、道の駅富士川及び各地区水防倉庫内に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。(防災課)

## ○農村資源の保全管理活動の推進

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んできた。荒廃農地の減少させるための需要な地域ぐるみの共同活動として定着が図られてきているが、高齢化や過疎化等に伴い集落機能が低下している地域もあるので、引き続き支援が必要である。(産業振興課)

## ○農産物の生産技術の普及等

農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業施設復旧支援対策資金利子補給、農業災害対策資金利子補給補助を行っている。 大規模な自然災害に備え、引き続き制度を行っていく必要がある。 (産業振興課)

### ○農地の保全等による災害対策の推進

県営中山間地域総合整備事業「富士川北部地区」(平林・大久保・最勝寺・卷米・小林)、農地環境整備事業「鰍沢地区」(鳥屋・柳川・箱原・鹿島)、農地競争力強化基盤整備事業「ゆずの郷地区」(小室・髙下)等を実施し基幹農道整備を実施している。また、町事業として、農業基盤整備促進事業を取入れ、農道・用排水路整備を進めている。今後も、基幹農道整備を継続して進めていくよう、県と連携を図る必要がある。(土木整備課)

# 〇洪水被害を防止する排水施設の整備

内水対策として、長沢湛水防除機場、青柳湛水防除機場、東川排水機場があり、施設点検整備を行い、洪水時の対応を行っている。引き続き施設の点検整備を行う必要がある。 また耐用年数を過ぎた施設の更新をしていく必要がある。

台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させる河川改修工事(東川)を実施しているが、下流部が未整備のため引き続き河川改修を実施する必要がある。(土木整備課)

#### ○鳥獣害対策の推進

鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、猟友会に委託し管理捕獲事業を実施。被害地域の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害捕獲活動を行っていく必要がある。(産業振興課)

### ○富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業災害対策資金利子補給補助を行っている。

大規模な自然災害に備え、引き続き制度を行っていく必要がある。(産業振興課)

## 2 横断的施策分野

#### ①老朽化対策

## ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進

中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政的負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕を実施していく必要がある。(都市整備課)

・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

H25年度策定した橋の長寿命化計画により、橋梁修繕を実施。H27年度12橋の修繕。全158橋中、修繕が必要な橋はH27年度時点で30橋、進捗率40%。耐震補強を計画した橋10橋、耐震化した橋0橋。引き続き、橋の修繕を実施し、修繕終了後、耐震補強を実施する必要がある。(土木整備課)

都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進

今年度、公園施設長寿命化計画を策定し、今後は、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。(都市整備課)

・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、平成30年度までに整備予定となっている。 (上下水道課)

下水道施設等の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。(上下水道課)

## ②リスクコミュニケーション

## ○地域防災力の強化

各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立

災害発生時に対応するため、各地区へ地域自主防災職員を配備している。平常時には、 担当区と町とのパイプ役となり、大規模災害発生時には、各地区災害対策本部と町災害対 策本部との連絡および調整を行っている。引き続き、職員派遣体制の強化を図る必要があ る。(防災課)

・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発

県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。引き続き、人材育成に努めていく必要がある。(防災課)

・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図っている。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

#### ○福祉避難所等の運営体制の充実等

ボランティアコーディネーターの養成の推進

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化 促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、 コーディネーターの養成強化に取り組んで行く必要がある。 (福祉保健課)

### ③地域振興

#### ○地域防災力の強化

・住民参加型の地震防災訓練の実施

毎年、町内の各地区自主防災組織において防災訓練を実施している。引き続き住民参加型の訓練を実施していく必要がある。また近助、共助強化のため、区、組未加入者に対し、加入促進を行っていく必要がある。(防災課)

・自主防災組織の充実強化及び維持

自主防災組織の強化等のため、県が主催する避難所開設訓練等の研修へ派遣や、町から 資機材の提供を行っている。引き続き、研修の開催や資機材の提供等に努めていく必要が ある。(防災課)

・洪水ハザードマップの改定

ハザードマップについては、H25.3月に作成し、全戸配布を行ったが、ゲリラ豪雨や今まで体験したこともないような豪雨に対応するため、想定最大規模の洪水を対象とするなど新たな浸水区域に設定したものに改定する必要がある。(防災課)

・近隣市町村との災害協定の締結

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、中部西関東市町村地域連絡軸協議会において、協議会構成会員市町村が協定を結んでいる。(防災課)

・避難勧告及び避難指示判断基準の策定

河川の氾濫による水害の避難基準は特定の河川水位が氾濫注意水位に達したときに避難 準備情報とし、避難判断水位に達したときに避難勧告とし、氾濫危険水位に達したときに 避難指示を出すこととしており、地域防災計画の中で策定している。 (防災課)

各地区災害対策本部への職員派遣体制の確立。

災害発生時に対応するため、各地区へ地域自主防災職員を配備している。平常時には、 担当区と町とのパイプ役となり、大規模災害発生時には、各地区災害対策本部と町災害対 策本部との連絡および調整を行っている。引き続き、職員派遣体制の強化を図る必要があ る。(防災課)

自主防災組織、人材の育成及び意識啓発

県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。引き続き、人材育成に努めていく必要がある。(防災課)

・自主防災組織の防災資機材の整備促進

自主防災組織では、責任者を定め、定期的な点検整備を実施している。引き続き、有事 に備え、資機材の整備に努めていく必要がある。 (防災課)

・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図っている。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。(福祉保健課)

・地域の避難対策マニュアル等の作成促進

各地区へ自主防災職員を配備し、自主防災組織と連携をして地区別災害対応マニュアル の作成を促進していく必要がある。(防災課)